

第3編 政治資金と税金の関係

第1 政治団体に対する課税関係

現存する政治団体のうち、法人格を有すものは、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（以下、「法人格付与法」という。）により法人格を取得している政党等と政党の指定する政治資金団体のみで、これ以外の政治団体はいずれも法人格を有しておらず、これらは法律上「人格なき社団」として取り扱われています。

1 寄附収入に対する課税

法人税法では、人格なき社団については収益事業から生じた所得以外の所得については法人税を課さないこととされているため（法人税法第7条）、政治団体が受けた寄附収入について法人税は課税されないこととなります。

法人格を有する政党等も同様（法人税法第7条、法人格付与法第13条第1項）に課税されません。

また、相続税法では、寄附収入は、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものについては非課税措置がとられており（相続税法第21条の3第1項第3号）、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとして贈与税は課税されません。

なお、法人格を有する政党等についても、法人は贈与税の納税義務者となっていない（相続税法第1条の4）ことから、贈与税は課税されません。

以上により、政治団体が受けた政治活動に関する寄附については原則として非課税とされています。

2 事業収入に対する課税

収益事業による所得には法人税が課税されることとされています。政治団体が通常行っている各種事業のなかで、収益事業に該当する可能性があるものとしては、出版事業（機関紙誌の発行事業）が考えられますが、「特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報をもつばその会員に配布するために行うものを除く」（法人税法施行令第5条第1項第12号）とされており、政党、政治団体が行っている出版事業については、これに該当するものとされれば課税対象外となります。

また、消費税は、法人等の事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に課税されるものであり、法人格を有する政党等のほか、人格なき社団である政治団体であっても法人とみなされ事業者となることから、政治団体もこの事業者として、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には、課税対象となります。

3 政治団体の非課税の考え方

政治団体は、その収入のほとんどを寄附収入と事業収入に依存しており、政治団体が政治活動を行うことを目的として設立され、その得た収入を政治活動に使用することを前提としているため、その収入は原則非課税となっています。

したがって、これに反し、その得た収入を政治活動以外のために使用するような場合については、当然に課税の対象となりますし、また、政治団体が得た収入をその構成員で分配するなどした場合については、その受取者において課税されることとなります。

第2 政治家個人に対する課税関係

政治家個人が政治活動に関して受けた政治資金については、雑所得となり、他の所得と合算して課税対象になります。この雑所得の計算では、政治活動のために支出した経費は控除します。

ただし、政治活動に関して受けた政治資金よりも控除額のほうが多いときには他の種類の所得と損益通算ができませんので、政治資金に係る雑所得の計算上、赤字が生じても他の所得からその分を差し引くことはできません。

なお、選挙運動に関して受けた寄附で、公職選挙法第189条の規定に基づく収支報告がされている場合には課税されません(所得税法第9条第1項第17条、相続税法第21条の3第1項第6号)。

第3 個人の政治献金に対する課税上の優遇措置(法第32条の4)

1 優遇措置の内容

個人が政治活動(選挙運動を含む)に関する寄附をした場合において、一定の要件を満たすものについては、所得税の計算上所得から寄附金を控除、あるいは、一定の割合を所得税から控除することとしています。

2 優遇措置の適用要件

優遇措置を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

(1) 個人がした政治活動に関する寄附の場合

ア 寄附の相手方が

(ア) 政党・政治資金団体

(イ) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの

(ウ) 法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体

(エ) 知事、県議会議員、指定都市の市長及び議員(広島市長及び広島市議)(これらの候補者を含む)の後援団体であって、会則等にその推薦支持する候補者の氏名が明記され、かつ被推薦書(P12参照)が提出されていること。

ただし、(ウ)、(エ)については現職にない候補者の後援団体については、立候補した日の属する年とその前年の2年間に限定されています。

イ 収支報告書にその寄附の明細が記載されていること。

(2) 個人がした選挙運動に関する寄附の場合

ア 寄附の相手方が国会議員、知事、県議会議員、指定都市の市長及び議員(広島市長及び広島

市議)の候補者として届出のあった者であること。

イ 選挙運動費用収支報告書にその寄附が記載されていること。

いずれの寄附も、関係法令の規定に違反した寄附でないことが前提となります。

なお、寄附者に特別な利益の及ぶと認められるような寄附については、適用されません。

(例) 自らの後援団体等に自己資金として寄附したもの。

議員相互間で互いの後援団体等に寄附したもの。

3 優遇措置を受けることができる控除額

(1) 所得控除

$$\text{寄附金控除額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{特定寄附金の支出額} \\ \text{各種の所得金額の合計額の40\%} \end{array} \right\} \text{のいずれか少ない方の金額} - 2 \text{千円}$$

※「特定寄附金」とは、寄附金控除の対象となる寄附金で、上記の政治活動に関する寄附金のほか、国や地方公共団体又は公益法人等に対する寄附金を指します。

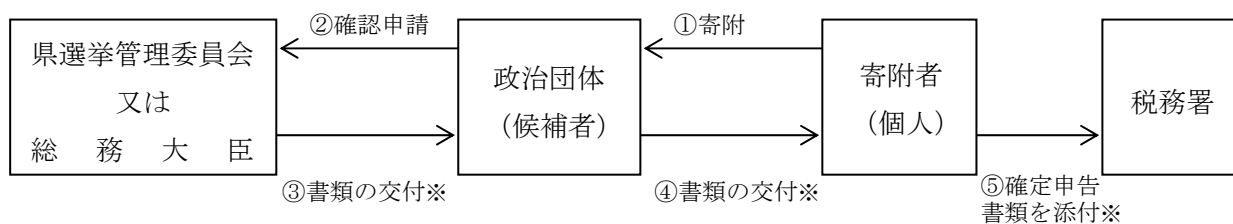
(2) 税額控除 (政党及び政治資金団体への寄附についてのみ適用可。)

$$\text{税額控除額} = (\text{政党等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}) \times 30\%$$

よって、政党及び政治資金団体へ寄附した場合は、上記の所得控除、税額控除のいずれかを選択することができます。

なお、特定寄附金と政党等に対する寄附金の額の合計額が所得金額の40%を超える場合には計算方法が異なりますので、お近くの税務署にお尋ねください。

4 手続き



※書類とは「寄附金控除のための書類」です。

(記入例については、P70を参照してください。)

確定申告の期限までに「寄附金控除のための書類」の確認が間に合わない場合は、いったん寄附金の領収書(写し)を添付して申告し、後日、確認済みの「寄附金控除のための書類」の交付を受けた後すぐに税務署に提出してください。

課税関係について不明な点があれば、お近くの税務署におたずねください。

第4 法人の政治献金に係る税制上の措置

法人が政治団体に対し、その政治活動に関し寄附を行った場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となるだけで、税制上、特段の優遇措置はとられていません。

損金算入限度額の算出方法は、次のとおりです。

$$\left(\text{資本金等の金額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

第5 印紙の貼付について

印紙税法別表第1の非課税物件の欄に掲げる文書については、印紙税を課さないこととなっており（印紙税法第5条第1号）、金銭又は有価証券の受取書のうち営業に関しないものについては、非課税文書とされています。

したがって、政治団体が受けた寄附金や、政治資金パーティー券の購入に対する領収書については、営業に関するものではありませんので、その領収書に印紙を貼る必要はありません。

【広島県内税務署連絡先】

○ 広島東税務署	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 3-19	(082) 227-1155
○ 広島西税務署	〒733-8555	広島市西区観音新町一丁目 17-3	(082) 234-3110
○ 広島南税務署	〒734-0003	広島市南区宇品東六丁目 1-72	(082) 253-3281
○ 広島北税務署	〒731-0294	広島市安佐北区亀山二丁目 25-10	(082) 814-2111
○ 廿日市税務署	〒738-8601	廿日市市新宮一丁目 15-40	(0829) 32-1217
○ 呉税務署	〒737-8652	呉市中央三丁目 9-15	(0823) 23-2424
○ 海田税務署	〒736-8505	安芸郡海田町大正町 1-13	(082) 823-2131
○ 吉田税務署	〒731-0501	安芸高田市吉田町吉田 3604-1	(0826) 42-0008
○ 西条税務署	〒739-8615	東広島市西条昭和町 16-8	(082) 422-2191
○ 竹原税務署	〒725-8686	竹原市中央三丁目 2-12	(0846) 22-0485
○ 尾道税務署	〒722-8505	尾道市古浜町 27-18	(0848) 22-2131
○ 三原税務署	〒723-8511	三原市宮沖二丁目 12-1	(0848) 62-3131
○ 福山税務署	〒720-8652	福山市三吉町四丁目 4-8	(084) 922-1350
○ 府中税務署	〒726-0002	府中市鶉飼町 555-40	(0847) 45-2570
○ 三次税務署	〒728-0013	三次市十日市東一丁目 13-5	(0824) 62-2721
○ 庄原税務署	〒727-0021	庄原市三日市町 667-5	(0824) 72-1001

政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除 及び政党等寄附金特別控除について

一定の要件に該当する政治献金は、寄附金控除（所得控除）の対象となります。

また、その政治献金のうち、政党及び政治資金団体に対するものについては、政党等寄附金特別控除（税額控除）の対象にもなり、確定申告において寄附金控除と政党等寄附金特別控除とのどちらか有利な方を選ぶことができます。

これらの控除の対象となる寄附の主な要件は次のとおりですのでご注意ください。

- (1) 政治資金規正法に規定する政治活動に関する寄附をしたこと。
- (2) 政治資金規正法に違反する寄附でないこと。
- (3) 寄附者に特別の利益が及ぶ寄附でないこと。

例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に対し寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に対し寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、控除の対象とはなりません。

- (4) 寄附金控除（所得控除）を受ける場合には、総務大臣又は各都道府県選挙管理委員会等の確認済の印を押した「寄附金（税額）控除のための書類」（以下「確認書」といいます。）が、政党等寄附金特別控除（税額控除）を受ける場合には、「確認書」と「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」が確定申告書に添付されていること。

（注）確定申告の期限までに「確認書」が間に合わない場合は、「確認書」に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日「確認書」の送付を受けた後、速やかに税務署に提出してください。

-
- お分かりにならない点がありましたら、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

令和3年1月
国 税 庁
総 務 省

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名	乙野 一郎										
住 所	〇〇郡〇〇町大字100番地										
寄 付 金 の 額					百万	十万	万	千	百	十	円
					¥	5	0	0	0	0	0
※ 寄 附 年 月 日	〇〇年 10月 30日										

(寄附を受けた団体)

名 称	甲田太郎後援会	
所 在 地	広島市〇〇区〇〇三丁目〇番〇号	
団 体 の 区 分 (いずれか該当するものの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号) 1	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号) 2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号 該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号 該当の場合 (同号1該当の場合は(2)の記載は不要ありません)	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	甲田 太郎
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	広島県議会議員一般 選挙 〇〇年 〇月 〇日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住 所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・		・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・		・ ・	

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄への記載は不要です)